

ID: 423

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	延長保育の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則 第18条		
例 規 番 号	平成30年規則第46号の2		
【根拠条文】 (延長保育の申請及び承認) 第18条 延長保育を希望する園児の保護者は、延長保育利用申込書(様式第1号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び第15条の規定による。 (延長保育の対象) 第15条 延長保育の対象は、認定こども園を利用する2号認定子ども及び3号認定子どもで、保護者の就労、就学等により、保育時間の延長を必要とする者とする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日